

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakaisushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幢ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649

FAX(03)3299-5367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 中央労金本店 No 1154163

購読料 月額 700円 6ヵ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言

闘争団の子どもたち

金児 順一……………2

七年目にして甲子園出場の悲願達成!

四つの案が入り乱れて

伊勢 太郎……………3

―「国連改革」をめぐる状況―

◇労働組合大会前半の特徴(三)◇

労働条件、さらに憲法問題が焦点に

労働運動の根本問題……………5

職場からの質問意見は変わらず―私鉄総連大会―……………6

自治労破壊攻撃、そして憲法問題―自治労が直面する諸問題―……………7

教育基本法改悪では「教育危機宣言」も―日教組大会―……………8

ベア要求復活の意見相次ぐ―電機連合大会―……………10

憲法九条改正し安保基本法制定!―連合労働運動の現状―……………11

資料 国の基本政策に関する連合の見解(〇五・七・一四)……………13

資料 運動をどうすすめるか(憲法問題)―日教組〇五年運動方針……………15

今年の夏が勝負―アスベスト労災……………16

企業別反合理化闘争の強化……………17

鈴木 賢二……………17

―現情勢と労働運動の課題―……………20

読者からのおたより……………20

旬刊 社会通信

NO. 942

二〇〇五年八月二二日合併号

二〇〇五年八月二二日発行
(毎月一日・二二日・三〇日発行)

闘争団の子どもたち

—— 七日目にして甲子園出場の悲願達成！ ——

「音威子府甲子園の会」です。エッ、それって何？なぜ巻頭言に、と思われることでしょう。実は、苦楽をともにしてきた仲間（音威子府闘争団）の子どもたちが、これから開催される夏の甲子園大会（八月六日開会）出場を勝ち取りました。その学校は、北・北海道代表校となった旭川工業高校です。こんな嬉しいことはめったにあることではありません。気がついたら「会」を作っていた次第です。

ご承知の通り、一〇四七名の解雇撤回闘争は十九年目となりました。団の子どもたちも成長し、大方が高校を卒業。進学する者、社会人として自立した者、子を持つ親になった者と、たくさんの方の時の流れを感じます。私たち闘争団にしてみれば、今回活躍の子どもたちは、「二・一六」以降（八七年二月十六日J.R採用差別が実施される）に誕生した数少ない子ども。文字通り闘争生活の歴史そのものです。

「それにしても大したものです」と言えば、親バカならぬ闘争団バカでしょうか。闘争団の子どもたちが「甲子園をめざす」と親元を離れて旭川の高校に進学した始まりは、ちょうど六年前のこと。先陣をきいたのは、団事務局長の長男、杉山哲平君（現二十一才）で、子どもたちの中にあつては兄貴的存在です。この目標は残念にも未達成となりましたが、しつかりと団の後輩に引き継がれていたのでしょう。その後、旭川工業高校を中心に〇二年杉山浩平君と千葉慎平君、〇三年石澤司君、〇四年渋谷大輔君、そして今年〇五年には、千葉圭介君と高橋一誠君が進学しました。その意味では、旭川工業高校の甲子園出場というより、団の子どもたちが志を繋いで七年目にして遂に悲願達成！という思いで一杯です。

団の子どもでは初めて甲子園の土を踏むことになった石澤司君（二年）。旭川地区大会から攻守に活躍し、北・北海道大会では守備の要ショート一番打者として大活躍しました。きつと甲子園でもみんなの思いを胸に華麗なプレーを見せてくれるはずです。また、渋谷大輔君（二年）と千葉圭介君（一年）は大会当番校ということもあり、裏方の作業や先輩たちのプレーをスタンドから声をからして応援しました。こうして彼らの思いは次に繋がって行くことでしょう。こんなことを思う私たちは、やはり闘争団バカですかね!!

確かに、何かと苦勞を強いている子どもたちですが、それぞれ自分の目標に向かって、あるいは、将来について精一杯悩みながらも真直ぐ育ってくれている子どもたちの頑張りにつくづく学ばされます。

ややもするとシビアナな闘争生活は、「目的・目標」を見失わせてしまうことも珍しくありません。これまでの幾つかの節目を越えられた力の源泉に、少なからず子どもたちの存在がありました。今回の件でも「子どもたちに負けていけない」と「パワー」をもらった気がします。一足先に迎える夏の甲子園と私たちの闘い（裁判九月十五日）。それぞれ納得できる手ごたえを勝ち取りたい。

日頃よりご支援いただいている読者の皆さんに、既に「音威子府甲子園の会」の願の用紙が回っていると思います。ご理解ご協力をお願いいたします。（金児 順一）

● カンパ振込先 北海道労働金庫名寄支店（普） 4049608

● 「音威子府甲子園の会」 代表 金児 順一

四つの案が入り乱れて

—「国連改革」をめぐる状況—

改革されなければならないこと

国連結成（一九四五年）から六十年たった。世界情勢は大きく変わった。

まず参加国。六〇ヶ国から一九八ヶ国になった。第二次世界大戦後、植民地国家が独立した結果だ。だが、多くの国ぐには政治的に独立した。経済的には植民地下と同じ状況にある。

次に「敵国条項」にある国家、独伊日等が対象だ。この三ヶ国は国連分担金の約三割を負担する。世界経済・政治上で大きな力をもつ。

さらに国連の肥大化。国連はIBRD（世界銀行）、IMF（国際通貨基金）、ILO（国際労働機関）などとともに、国際官僚機構となった。膨大な資金が人件費と会議費に費消される。国連は「貧困」を喰い物とする国際官僚の道具に変わった。

深刻なのは国連の政策。次から次へとつくられる政策は実現されることはない。国連総会は「言い放なし」の自由な演説の場。理想が語られる。しかし、実行に移されることはない。実行する義務が課せられていない！

もっとも大きな問題は「拒否権」。自国にマイナスの案件にはノー、拒否権もつのは五つの「大国」。国連が「権威」をもてない原因である。

その上に、ソ連崩壊で軍事超大国に浮上したアメリカは、政治・経済・文化をアメリカ流に染め上げたいとした。「国連なんかいらぬ」と、独自の道を突き進む。

国連崩壊の危機である。国連改革は、ソ連崩壊後、企図された。「敵国条項」削除というようにである。「敵国条項」と「拒否権」はマイナスとプラスの自然法則に似る。拒否権という「特権」をもつ国は、その権利を絶対に譲り渡すことはない。他に拒否権を持つ国をつくり出すことにも同意しない。当初の国連改革案は、こうして挫折した。

三つの改革案

ブッシュのアメリカは「おれが世界」との態度だ。「イラクのサダム・フセインは、米、自由と民主主義」の敵。国連なんてクソクラエ」と、イラクに侵攻した。新たな植民地政策の始まりである。ブッシュは「世界はアメリカの裏庭」と考える。アメリカは全世界に軍事基地、諜報網を張りめぐらし、ホワイトハウス、国務省には全世界の高官、政治家が日参する。世界の高官、政治家の九〇％超がアメリカの学位をもつ。「平家にあらずんば人にあらず」の世界版である。

国連事務総長はアメリカの後押しでなった。彼は「暗黒の大陸」アフリカの出だ。アメリカに自由気ままに振る舞われては彼の存在感は消えてなくなる。彼は、新たな国連改革案を出した。くわしくは『通信』九三八号をごらんいただきたいが、その内容は①新たな常任理事国（六ヶ国）をつくるが、拒否権は与えない、②常任理事国を新たににつくらず常任理事国（八ヶ国）をつくるのと他愛ない案だ。

国連事務総長案は、「敵国条項」に該当し、世界政治に大きな影響力をもつ独・日を主導国とする。インド、ブラジルから異論がで四ヶ国グループ（G4）がつけられた。「おれたちも常任理事国とせよ」と。おさまらないのは、同じ大陸の国ぐにで、EUではイタ

リア、ラテンアメリカではメキシコ、アジアではパキスタン。彼らはG4に対抗し、コンセンサス・グループをつくり、G4をけん制する。

世界五大陸で最大の国家をもつのがアフリカ連合(AU)の五四ヶ国。国連改革には規約上、三分の二の同意が必要、アフリカを無視してもらっちゃ困るよと出されたのが、G4、コンセンサスGにつぐAU案だ。G4とコンセンサスGは「国益」をかけた抗争となる。なぜなら、ラテンアメリカでブラジルが常任理事国になるかメキシコがなるかは国の根幹にかかわる。ドイツかイタリアか、インドかパキスタンかも同じで、妥協はない。

AU案はG4、コンセンサスGと異なり、「拒否権を与えよ」を主張とする。「アフリカの貧困を世界にアピールしたい」との想いである。しかし、この案を世界の主要国はまともにあつかうことはなく、いかに切りくずし、味方を増やすかに力を注ぐことは政治の世界の常識だ。AUは五四の国をもつ。国連改革には三分の二の賛成が必要。AUを味方につけなければ「改革」は進まない。

独自の道ゆく米国

事態をさらに複雑化・錯綜させているのがアメリカだ。アメリカは多国間の条約・協定より、二国間の条約を重視する。アメリカが今もつとも信頼、協調するのがイラク出兵に無条件に参加するアングロサクソン諸国家(イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ)、日本だ。イギリスとアメリカは日本の常任理事国化をいちはやく支持した。

「ふざけるな」と黙っていられないのが、靖国・教科書・竹島(独島)、台湾問題を政治の最大課題とする中国、朝鮮半島の二つの国である。中国は世界経済をけん引する。朝鮮半島の二つの国は「民族は同じ」と協調を強調する。共産主義国家のモデル「東ドイツ」は一挙にくずれ、統合した西ドイツは今も後処理に追われ、シュレイダーの社民党政権は九月一八日総選挙で「サヨウナラ」となる。南の朝鮮に、北の朝鮮崩壊を引き受けられる経済力はない。その時、朝鮮半島は第二のイラク、アフガンとなる。

アフガンの情勢は短信でしか伝えられない。事態はかつてのソ連のくり返しであるようだ。それにイラク、パレスチナ。アフガンではオーストラリアが新たに軍を派遣した。米軍の空爆は以前のままである。イラクでは米兵死者は一八〇〇人になり、重傷者は一万八〇〇〇人、厭戦気分が充満している。その結果でもあろう。ブッシュの存在感は消えた!

信用されない日本

国連改革をめぐる、今、五つの案が併走する。第一の案はアナン事務総長が示した原案(この詳細は本誌九三八号参照)、第二は常任理事国入りをめざす日・独・インド・ブラジルの案(G4)、イタリア、メキシコなど(コンセンサスG)、第四は国連では私たちがアフリカが多数派、アフリカを優遇してとの案(AU案)。これをけん制するのがアメリカで常任理事国には国連への貢献度が何よりも重要と、日本だけを容認する。

日本は二二%を負担するアメリカにつき国連分担金一九・五%を払う。日本政府は常任理事国になりたくてウズウズしている。全大使を集め工作に乗り出した。ODA援助増大させ、貧しい国ぐにの買収工作である。しかし、日本の常任理事国入りは難しい。アジアの近隣諸国に信頼がないからだ。中国、朝鮮半島の二つの国は「反対」。日本はだれにも信用されていないのである。

(伊勢 太郎)

◇労働組合大会前半の特徴(三)◇

労働条件、さらに憲法問題が焦点に

労働組合大会が始まりました。組合員は所属組合大会については各級機関の機関紙、職場新聞でおおよその傾向を知ることができます。しかし、商業ジャーナリズムは組合大会をいつさい伝えません―残念ですが、この現状が労働組合の姿なんです―から、労働組合運動全般はまったくわからない状況におかれています。かつての封建時代の思想であった「知らしむべからず寄らしむべし」が実行されている。

組合大会を取材していて、明るい展望は見えてきません。だからといって、どんな方針が提起され、どのような論議がおこなわれたかを、傾向的に知ることなしに労働運動再生の道筋は見えません。大会の特徴点にふれてほしい。

Aさん、まず今年の組合大会の焦点について、報告いただきたい。

労働運動の根本問題

私の問題意識にもとづいて申し上げたい。第一は、日教組大会の方針案を見てびっくりした。メインスローガン「戦後・被爆六〇年今こそ生かそう 憲法・教育基本法 教育を社会の中心課題に」はいいとして、ズラツと並べられたサブスローガンの一七番目に「社会的パートナーシップの確立」、「参加・提言・改革」の推進を」とあるんです。これって、メインスローガンと矛盾しませんか。労働運動の基本的考え方が、いつの間にか「社会的パートナーシップの確立」、「参加」路線にされちゃった。

第二は、方針案には意味不明のカタカナ語がいっぱい。CSR、ディセントワーク、コンプライマンス、ジェンダーフリー等々。これ、わかります。

第三は、言葉だけは威勢いい。「小泉構造改革にだんこ反対」、「グローバリズム、新自由主義、市場万能主義は格差社会の元凶」と。言葉だけなんです、行動がないんです。

第四は、連合というナショナルセンター、傘下大単産と組合員の間、「万里の長城」以上の壁(かべ)がつくられていることです。連合はどんな宣伝媒体をもっていますか。活字では『月刊連合』だけ。職場組合員は存在すら知らない。「ホーム・ページあるヨ」とおっしゃるんだろが、ホームページは関心ある者が「確認」のため利用するのがほとんどでしょう。広く、深い知識育成の手法があらためて考えられなくてはならないのでは。

第五は、社会的労働運動ということについてです。労働運動って最大の社会運動じゃありませんか。労働者は国民の八〇%超を占めます。賃労働と資本の関係そのものが社会的です。にもかかわらず、「社会的労働運動」なるものが強調される。

以上は労働組合運動の基礎にかかわる。基礎が忘れられては応用問題は解決することができません。次に、労組が現実には直面、組合大会のテーマとして論議されることについてです。おおよそ五つあります。

第一は組織率減少、その対策としての組織拡大、第二は男女、正社員・パート等の均等待遇等の労働のあり方、働かせられ方をめぐる問題、第三は春闘「改革」にともなう諸問題、第四は安全と企業腐敗、第五は政治、政党支持と憲法問題です。

この他、各労組とにもすさまじい労働組合破壊攻撃にさらされている。郵政民営化、公

務員攻撃が最たるものでしょう。

労働組合組織率減少はこの国も同じです。必死に拡大運動が続けられている。成果は上がっておりません。アメリカのAFL・CIOが典型ですね。一九九五年、組合マフィアと言われた幹部を役員選挙で破ったスウィニーさん、組織拡大に全力を上げ、一時期、純増になった。その後、減る一方。スウィニーさんは労働組合の社会的・政治的力の低下を民主党を支持することで補おうとした。しかし、大統領選で敗北。民主支持を強めるスウィニーに反対する労働組合との間で路線問題になった。

AFL・CIOはいわゆる労働組合主義、バーゲニング組合なんです。ロビー活動で両保守党に働きかけ、労使交渉に臨んだ。ところがスウィニーさんは民主党に政治資金を注ぎこんだ。その結果、社会的パートナーシップを路線とするAFL・CIOはブッシュ大統領と一回も話し合いがもてない事態が続いていた。AFL・CIOの分裂の背景がこれだと思ふ。

司会 旧総評系組合は一九八九年、「総評の歴史的伝統―春闘、職場・反『合理化』闘争、護憲・平和運動、地域労働運動等―を連合内で継承・発展させるんだ」と連合に流れ込んだ。連合運動一六年の間に、民間労働運動は産業別労働組合合併で、私鉄総連、全自交、全国一般を除き姿を消した。全国一般は自治労との合同でちかくなくなる。

私鉄総連だけが総評労働運動の歴史と伝統を残す唯一の組合といっても過言でありませぬ。Bさん、私鉄大会の特徴を報告願います。

職場からの質問意見は変わらず

— 私鉄総連大会 —

委員長あいさつ 私鉄大会は七月一三日から三日間、富山県魚津市で開かれた。運動方針もよくできています。私鉄総連が直面する課題は四点で、信楽委員長は(1)春闘、(2)規制緩和、(3)安全、(4)平和について鋭く問題提起をおこなった。

春闘については「様変わりした」としながら、連合が中小地場組合の共闘を重視し、要求目安を額で設定したことを評価。他方、経営側が「横並び」を排し、企業内に封じ込め、業績向上分は臨時給で上乘せしようとすることに強い「危機」感を表明。

規制緩和については、①雇用の大量創出でなく低賃金労働者の大量創出と雇用の不安定化、②景気回復とは企業の国際競争力の回復のことで、製造業中心の第二次産業を守るために第一、第三次産業は犠牲になれということ、③規制緩和とは参入が自由なだけでなく撤退も自由であると、鉄道・バス・ハイテク産業で競争がすさまじく激化していること。さらにこのことよって長時間労働、事故が激増していると。

安全については「私鉄の場合、労使ともにより慎重な対応をしてきたから、特段の心配をしていない」としながらも、①事故を発生させない取り組み、②常日頃の点検・改善運動の強化を訴え。平和をめぐる問題では憲法九条改悪問題に言及し、①広範な護憲運動の輪を広げていく努力、②第九条を守るために中央・地方一体で運動することを強調した。

組織、春闘、憲法 ついで運動方針上の特徴についてです。どこもそうです。組合員が減っています。昨年一年間で五千人弱減り組合員は十二万八千人となった。方針案では毎年五千人減ると、危機感あらわにしています。したがって、組織拡大による産別強化が提案

されています。組織拡大対象はどこかです。私鉄は①分社・別会社従業員、②雇用延長・再雇用者などのOB、③出向・転籍者、④非正規雇用の正規雇用化と組織化、⑤分社化後未加盟組合の再加盟、⑥準加盟組合の本加盟を「六項目」の拡大対象としている。

第二は春闘です。私鉄総連は「一人平均ベア方式」をとる数少ない労働組合の一つです。連合の諸会議では連合指導部に統一要求基準、ベア要求復活をつねに求めており、〇六年春闘でも「定期相当分」を主張できる方式にするとしております。労働状況は不安定雇用労働者群が正社員を上回るようにもなりました。そこで〇五年春闘から始められたのが「パート労働者の賃金引き上げ」で、〇六年も継続し、さらに強めるとしています。

政治の分野では憲法問題については改憲の動きを許すことなく、平和憲法の精神に沿って運動を進めること。政党との関係については平和憲法の遵守、交通政策の実現で民主・社会両党との協力・共闘関係を強め、国政選挙は政権交代をめざす立場から、民主党を基軸に社会民主党を含めたたかいを進めるとしていることが特徴です。なお私鉄総連は七月末、連合が七月一四日の中執で決めた「国の基本政策に関する連合の見解(案)」には「反対」と文書で申し入れたことを付け加えておきます。

活発な論議 論議はたいへん活発で三十七件、三十二人が発言されておりました。質問内容の要点は①春闘。「要求と交渉方式で生活実態に沿った取り組みと高率スト権を背景にした具体的闘い方を示して欲しい」、②交通政策。「規制緩和のあり方に限界がある。安全を第一にした計画的運営を迫る政策を質す役割を総連が担うべきだ」、「利益優先が先行するものが規制緩和だ」、③平和問題。「憲法改憲派の力が増しているとき護憲の二字が大切だ」、「憲法九条が危ないとした教育宣伝を強く取り組むべきだ」、「改憲発言をする民主党議員との選挙協力はあり得ない」など、④組織強化。「非正規雇用の正社員化への取り組み。資本側の多様な雇用拡大に抗することが求められる」などで、その内容の多くが労働現場から出された厳しい職場実態からの質問と意見、要望でした。

司会 自治労は政治、行革、地方分権、規制緩和でまさに四面楚歌の状況。どうたたかおうとしているのか。

自治労破壊攻撃、そして憲法問題

―自治労が直面する諸問題―

自治労組合員は約百万人。日本最大の労働組合です。日教組さんもそうですが、庶民からすれば「お上」「先生」とちつとばかし煙たい存在なのですが、全国すべての市町村にあり、地域住民生活との深いかわりの中で生活し、労働しています。教育委員会に象徴されるような企画・管理部門のようなものもありますけれど。

その自治労が「組合つぶし」攻撃というすさまじい政治的弾圧を受けています。大阪府から始まったいわゆる「厚遇」問題は、一挙に政治問題へと高められました。たとえば、大阪市には九八%の組織率を誇る強力な労組があり、市長選では主力部隊になって選挙運動をやる。住民不在の労使交渉の裏に、選挙への影響力が存在するとしたら由々しき問題だ、「地方行政で自治労が影響力を強めると、いかにゆがんでしまうか」という教訓だ。自治労が国家の存立さえ危うくする、あるいはまた「公務員制度改革の実行・実現の障害は労働組合であり、問題を明らかにして法整備をしなければならぬ」というようにで

す。政府自民党は地方行革指針、地方公務員制度改悪で公務員労働者の政治活動に罰則規定を加え、政治活動の規制に乗り出しています。

賃金切り下げ、公務員減らしものすごい勢いで進行中です。六月示された「経済財政運営と政治改革に関する基礎方針〇五年」、いわゆる「骨太方針〇五」は①今秋までに定員の「純減目標」など基本方針を策定し、〇六年度の予算や地方財政計画に反映するとする「公務員の総人件費削減」、②公共サービスのコスト削減などを念頭に、〇五年度中に「公共サービス効率化法案」を提出するとする「市場化テスト」を明らかにしています。民間解放の対象としてすでに①給付・徴収、②施設整備・管理・運営、③統計調査・製造、④検査・登録・資格試験の四分野三十六事業が定められています。これと一体で地方自治体で進められているのが指定管理者制度です。市場化テスト、指定管理者制度は当事者以外には「それってなかに」とさっぱりわかりません。公務員を減らし、彼らを不安定な労働者群にとり代え、財政赤字「解消」の手段にするとの方策です。

公務員本体の賃下げ攻撃は、労働基本権を奪われ、その代償措置としてつくられた人事院「勧告」です。八月の勧告では①地域給与、②新たな人事管理評価制度導入が焦点です。地域給与制度とは「(国家) 公務員の賃金は民間にくらべ多くの地域で5%程度高い。だから、公務員賃金を5%程度引き下げる」というのです。詳しくは次号をご覧ください。こととして、国家公務員5%引き下げは地方公務員5%の賃下げに直結することです。

五月末開かれた自治労中央委員会で、自治労委員長は「今私たちが直面する状況は深刻。今こそ労働組合として最大限の努力と責任を果たす必要」と危機感を表明してみせました。しかし、「どう努力と責任果たす」については、まったくふれておりません。すさまじい攻撃に「たいへんな状況」とただオロオロしているといえれば失礼でしょうか。

自治労はこの他①全国一般、地公三単産(全水道、都市交通、自治労)の組織統合、②憲法問題があります。総評労働運動の歴史的伝統を私鉄総連と同じくもつとも積極的に受け継ぎ、連合各級機関大会で発言する全国一般が自治労に吸収されることは本当に残念なことです。

憲法問題では本誌九四〇、九三八号に記載のように、「改憲」反対のこれまでの主張から、最小限防禦力を認め—このことは憲法九条二項改悪を意味—た上で、安全保障基本法を制定し、軍拡路線に「歯止め」をかけるとの方針です。憲法問題については、山口、富山、沖縄、宮城、高知、長崎、鹿児島が「九条改正反対」を強く主張しています。

教育基本法改悪では「教育危機宣言」も

— 日 教 組 大 会 —

「打って出る」 日教組大会は七月一八日から三日間。日教組も自治労と同じように、「公務員バッシング」の嵐の中にあります。日教組の歴史と伝統は「子ども達を再び戦場にするな」です。しかし、政府・財界は、「いつか来た道」へ猛進しています。効率主義、個人の成長という教育政策、そして、「日の丸・君が代」、「教育基本法改悪」にみられる国家主義と愛国主義・強権的管理教育、さらには朝令暮改の制度変更の連続で、教師集団のみでなく子どもや親たちはくたびれ果て考える力を失っています。

森越委員長の冒頭あいさつはそれらを痛烈に批判、告発するものでした。たとえば、「小

泉首相の靖国神社参拜問題に端を発して、近隣諸国との摩擦が大きくなっています。マスコミ等に登場する政治家や評論家が、中国や韓国を得意になって口汚く罵（ののし）るのを見て、いったいこの人たちはそれらの国々と、これからどのような付き合いを思っているのかと、寒々としたものを感じる」と述べるとともに「東京に来て一年数カ月、日教組を教育荒廃の犯人にでっちあげたため、予想を上回るデマと悪宣伝が巷にあふれていることに、いまさらながら気づかされた。打って出るしかない」、「組織に引き込むものでなく、保護者・地域の人々、立場の違う人たちにも通じる言葉、説得できる論理展開が組織の再生になる」、「教職員管理的な教育行政のあり方はもはや時代遅れ」と、日教組の将来像を描いた。

忙しい！ 大会スローガンは「戦後・被爆六〇年 今こそ生かそう 憲法・教育基本法 教育を社会の中心課題」をメインに、二十一本のサブスローガンが並ぶ。その中心は①憲法・教育基本法改悪反対、教育改革全国キャンペーンの成功、②義務教育費国庫負担制度堅持、③教育の市場化を許さず、公務員制度の充実・発展、④多様化解消とゆとり創造、安全・安心、快適で働きやすい職場づくり。

労働者は忙しい。忙しい上に強権的管理は自尊心をズタズタに切り裂き、職場を氷のように冷たく、冷ややかなものとする。それとともに人の心、精神は沈澱し、心の病に患されていく。先生がいかに多忙か、その多忙はどこから来ているかを明らかにする『職場点検全国実態調査』が六月発表された。時間外労働が多い、休憩時間がとれない。その結果、教材研究・授業準備、児童・生徒のふれあいの時間がとれない。なぜこんなことになるのか。先生の数が足りないからである。文部省の調査ですら病休者に占める精神性疾患の割合が五三・一%にも明らかです。

「五万ヶ所対話集会」 運動方針は①教育基本法改悪反対・「読み生かす」運動、教育改革全国キャンペーン、②現場からの教育改革、③子どもの人権を尊重した教育内容づくり・学校改革、④義務教育費国庫負担制度堅持、定数改善、教育予算拡充、⑤地方分権の推進、地方教育行政・学校運営組織の改革、⑥時短・多忙化解消、ゆとり創出、⑦教育複合産別運動推進と組織拡大、⑧平和・人権・環境・民主主義などを柱にしています。

サブスローガンもそうですが、すべての課題がズラリと並んでいます。問題は何を焦点に委員長がいったように「打って出るのか」です。現場での「多忙化解消」の課題、政治的には憲法改悪策動とともに進む教育基本法改悪反対のとりくみです。日教組はすでに「全国五万ヶ所教育対話集会」にとりくんではいる。しかし、外の労働者にはなかなかみえない。「みえる」ような工夫が求められると思う。方針案で「教育基本法改悪法案が全国へ提出される状況になったときには、『教育危機宣言』を発して、組織の総力を結集した国民的行動を展開する」としているから、「五万ヶ所対話集会」の意味は大きい。

改憲論には真っ向から対決 平和、そして憲法問題について委員長は「戦争のできる普通の国」や「権利ばかりで義務が足りない」とする立場からの改憲論には、真っ向から対決する」とあいさつを結んだ。運動方針では「憲法の理念を生かし、改悪の動きに反対するとりくみをすすめる。憲法論議対策委員会において、第九二回臨時大会で確認された。

『憲法論議の動向に注視し、憲法改悪反対の立場を明確にさせる』『護憲運動を組織的に強化する』ことを基本に論議をすすめる（資料参照）としています。

論議では①基本法・憲法への広範なとりくみ、②三十人学級実現、③つくる会教科書不

採扱運動、④「日の丸・君が代」強制反対、⑤義務教育費国家負担堅持、⑥多忙化、長時間労働解消、⑦人事院勧告ではストライキ配置などの意見が出されています。司会 次期連合会長に「指名」された古賀さん率いる電機連合の状況はどうだったのでしょうか。

ベア要求復活の意見相次ぐ

―電機連合大会の特徴―

三つの柱 電機連合の方針の特徴は「今、大きな時代の転換」と、運動のテーマを「新しい豊かさに生きる 自分らしく働く 助け合いと連帯の社会をつくる」とし、〇二年以来の中期運動方針では「生活の豊かさ」・「安心の豊かさ」・「個性が生かせる豊かさ」の実現をめざすとしています。そして、今大会の方針は〇六年闘争からは①生活改善、②雇用、③ワーク・ライフ・バランスを三つの柱に具体化をめざすと。

三つの柱の内容についてです。「生活の改善」では①賃金、②一時金、③退職金、「雇用」では①六十歳以降の定年延長、②キャリア開発、「ワーク・ライフ・バランス」では①総実労働時間の短縮、②多様な働き方への対応、③仕事と家庭の両立支援、④男女平等参画社会づくり、⑤次世代育成支援があげられます。「おいしそうな」メニューが列記されます。問題はどうか実現するかです。

電機連合は「春闘」との言葉を使っておりません。正確には「春闘改革に基づく総合労働条件改善闘争」との位置づけです。まず「生活改善」の第一の柱とされる賃金について。「三つの賃金政策」課題として、①個別賃金要求基準のあり方、②職種別賃金要求方式の確立、③電機労働者の標準生計費・最低生計費の検討と調査・策定が謳われます。電機連合は〇三年闘争以来、賃金改定（ベア）要求根拠を①実質賃金の維持・向上（物価動向や生計費）、②国民経済の成長性（GDPなどの上昇）、③賃金の社会性（産業間・内の賃金格差や労働市場における賃金相場性）、④産業・企業業績の成果反映の四つとしてきました。この四つを「ベア要求せず」の根拠にしたのです。賃金は個別・職種別に、そして業種向上は「一時金で」との路線です。さらに、これから強調されるであろうのが産業別ミニマム賃金です。

賃金闘争は電機連合だけでなくJC労働運動にあつては「賃金政策」との位置づけです。彼らの根底にある考え方は「企業の発展・存続なしに労組はない」ですから、賃金向上へのたたかい方は、労資のパートナーシップにもとづき、会社の存続・発展が前提になりますから、「たたかい」にはハナからならないこととなります。

電機連合がこれからのもつとも大きな課題とし、実現をはかるとする「ワーク・ライフ・バランス」についても、その背後にある基本的考え方は賃金への考え方とちつとも変わりません。

電機連合の運動方針でたいへん特徴的なのは『個』を高め『個』を広げる支援を強調していることです。具体的には①職業能力開発・キャリア形成促進、②再就職支援、③ボランティア活動への参画です。生産性向上協力を前提に企業と一体で推進するというのです。

矛盾は拡大してゆきます。したがって、改善、改革されなければならぬ課題はふえつづ

けます。たとえば男女平等、雇用の安定、働き方、企業内福祉制度、社会保障制度、さらには大増税、社会的格差の増大といったようにです。これら問題はどうか解決されなければならぬか、そこが問われているということです。

ベア要求を 大会ではC&D労協、三菱電機、富士通、日立、東芝、NEC、ケンウッド、松下の代議員が発言しました。特徴的なことは、〇六闘争でベア要求を求める発言が相次いだことです。三菱電機の代議員は「職場組合員の関心は〇六年闘争、とりわけベアをどうするかということ、企業業績や雇用情勢は、ここ四年間とは異なった、環境・風向きの変化を感じており、われわれも掘り下げた検討をしていきたい」と、日立の代議員は「〇五年闘争の総括の中で『ベア要求の四つの根拠について検討する』としているが、経済成長やデフレの数値が取り組みを転換させるだけの大きな変化はない。四つの根拠とは別に、外的要因、雇用、環境を分析するとベア要求の機は熟しつつある。労働組合の社会的使命、役割を果たすためにも、ベアの取り組みは臨機応変な対応が求められている。社会的コンセンサスづくり而努力していただきたい」と。

これにたいし本部（書記長）は次のように答弁しました。

「〇六年闘争に関する件については、ベア要求も含めて前向きな検討をという類似の意見があった。指摘の状況は、景気・業績が好転基調にある現況や、組合員の思いを受け止めてのものと思われる。

四度にわたるベアなしの主因が、戦後初のデフレ経済や業績の悪化の中で対応したことである。環境が変化している今日、四つの根拠を再検証する必要がある。

とはいえ、業績反映要素を月例賃金にどう反映するか否かという課題、絶対水準という観点からの課題、さらには他産別の取り組み動向、相乗効果などから検討しなければならぬ。

中期的視点では、職種別賃金要求に向けた深掘りの議論の加速も必要だ。以上のように〇六年闘争はベアの有無も含め、さまざまな角度から慎重に検討していきたい」

電機関係企業は成果能力主義賃金制度を導入し、職種・資格が賃金決定の大きな要素とされてしまいました。その結果、賃金は「個別化」され、統一ベア要求の根拠が消失させられているのが大きな特徴です。しかし、企業連の幹部ですら「ベア要求」を求める声が出てきたことは、大きな変化と注目したい。

司会 連合は去る七月一四日の中執で、憲法問題、十月大会の方針骨格を示しました。Cさん簡単に報告を。

憲法九条改正し安保基本法制定！

― 連合労働運動の現状 ―

結成から十六年 連合は十月から二日間、第九回大会を開く。連合結成は一九八九年、発足時①一千万連合、②年間実労働時間千八百時間、③社会的パートナーシップ具体化である「参加・提言・改革」路線による政策制度改革、④春闘「改革」、⑤「民主リベラル結集」による政権交代可能な二大政統制、⑥憲法問題では憲法論議は否定しない。憲法改正を組上にのせることは時期尚早と、論憲論をとった。

結成から十六年、連合の現状はどうか。①組合員は八百万人から六百五十万人へと約百

五十万人減じた。②年間千八百時間は投げ捨てられ、不払い残業撲滅、ワークルールにあって代えられた。③グローバリズム、新自由主義、規制緩和策を「至上万能主義」と批判してみせる。口先だけの「空文句」というわけで労働諸条件は低下の一途だ。

象徴が春闘「改革」だ。連合は連合本部の役割は「政策制度実現」、賃金をはじめとする労働諸条件決定は「単産・単組の仕事」と、①統一要求基準、②ベア要求を捨てた、労働組合の存在感は、資本の横暴に抗しストライキで闘うことから発揮される。しかし、大企業労働組合からスト権行使は消えた。

連合は「存在感」を示すため①組織拡大、②社会的労働運動、③CSR（企業の社会的責任）を連合運動再生の柱とする。連合労働組合員の多くは大企業正規労働者だ。資本は正社員減らしにしゃか力となる。正社員は減らされ、不安定労働者群に置きかえられてゆく。今では不安定労働者群に正社員が包囲される事態となった。

CSR、社会的労働運動を強調することで労働運動が再生されるのではない。企業の社会的責任とは企業が儲けを上げることだ。労働運動とはもともと社会的なものだ。この根本を忘れ言葉だけの「運動」では存在感はさらに薄まっていくだけだ。

労働運動再生は労働者、労働組合とは、社会はどんな仕組みで成り立させられているかを知ることが決定的に重要だ。連合関係者のみでなく、労働運動再生に日夜邁進する者が考えなければならぬ根本問題である。

憲法九条二項「見直し」へ 来る第九回連合大会は労組の根本問題であるこれらを横に置きかねない状況であるようだ。一つは三役人事、二つは「国の基本問題」（憲法）について憲法九条見直し案が提案されることで必至となったことだ。人事問題では現事務局長がはやばやと名乗りを上げた。現会長はといえはさらに会長職をつづけたいとの気持ちをお持ちであったようだ。会長と事務局長の間に亀裂が走り、人事問題に波風がたった。

国の基本政策問題はさらに深刻だ。連合の政治方針は①自衛権は国家固有の権利、②自衛権行使に軍隊（自衛隊）は必要、③安保の要は日米安保条約というもので、憲法問題について一九九九年十月に改訂された「連合の政治方針」で①憲法論議を否定するものではなく、その平和主義などの三大原則の貫徹を期すこと、②国民世論は憲法論議への関心は高まっているが論議が未成熟であり憲法改正を俎上に乗せることは時期尚早というものだった。

政治は反動化した。自民、民主は改憲案を競い合う。連合がパートナーとする経団連も「連合さんを待つてはいられない」と、①憲法九条二項改悪、②憲法九条に三項をつくり自衛軍容認の改正案を出した。「日の丸」組合は、「国の基本政策で政策を示せなくて、連合の存在感が発揮できるか」とアクションルート・パート2を執行部突き上げの手段とした。

連合は〇二年一月、三役会の下に「国の基本政策検討委員会」を設置。〇三年七月発表された、「中間報告」は、①自衛権、自衛隊、日米安保条約に関するこれまでの見解を確認、②集団自衛権の問題については、憲法の平和主義を基本に、国連憲章、日米安保条約等を十分に踏まえ対応、さらに③集団自衛権に関して、外国が攻撃された場合に、わが国が当該国あるいはその周辺で武力を行使することは断じて容認できないとした。

「日の丸」組合はこんなアイマイな報告に我慢できず、連合会長に急げとせまった。その結果、三役会は〇四年一月から〇五年六月までに六回の集中審議をおこない、七月中執

に「国の基本政策に関する連合の見解」(資料参照)をまとめた。「見解」はI議論の経過、II基本的認識、III今後の日本の防衛・安全保障、IV憲法を始めとする法体系と外交・防衛・安全保障との関係について、からなる。いろんなことがごま化し、組織「融和」のために書かれている。眼目は、連合内の多様な意見、①集団自衛権の行使を容認、②自衛隊の存在そのものを疑問視、③国連の名の下でも集団安全保障活動に参加すべきではない、などの意見を併記しながらも自衛権保有と自衛隊を認めたいうえで、「自衛権を発動」することを明記していることです。

資料 国の基本政策に関する連合の見解(〇五・七・一四)

1 基本的認識

今後の日本の外交・安全保障・憲法のあり方を考えるにあつたての、連合の基本的認識を次の通りとする。

(1) 憲法について 憲法とそこに体现された積極的な平和主義、そして国民の強い意志によつて、日本が、戦後六〇年にわたり、武力行使の排除と平和の徹底、周辺諸国からの信頼の獲得のために、実績を積み上げてきたことを確認する。

(2) 日米安保体制について 日米安保体制が、他国からの侵略的行為を未然に防止してきたこと、またそのもとでこそ戦後の経済的發展がなされてきたことを確認する。ただし、次の点について重大な懸念を持つ。①一貫して沖縄に偏ってきた基地提供のあり方や日米地位協定の問題②いわゆる日米同盟の及ぶ範囲が「日本国の安全または極東における国際の平和および安全」を地理的にも概念的にも超えつつあること③世界的な米軍の再編過程において米太平洋軍の主要機能が日本に集中しつつあること

(3) 憲法と自衛隊の現状について 独立国家の固有の権利としての自衛権を日本は保有し、その意味で、自衛隊が設けられていることに對する異論はない。しかし、憲法9条の条文と、イラク戦争・復興支援活動への対応などこの間の自衛隊の実際の行動展開との間に乖離があるとの疑念は払拭できない。

(4) 冷戦後の国際協調と世界平和の構築について 東西冷戦終結以降の国際協調と世界平和の構築に向けた国際社会全体の努力が引き続き必要であり、そこにおいてはアメリカの役割が重要であると認識する。しかし、この間アメリカが国連や国際社会におけるコンセンサスを軽視し、単独行動主義・先制攻撃重視策の方向に向かつているのではないかとこの重大な懸念を持つ。

(5) 東北アジアの情勢について 北朝鮮の行動、中―台関係など、東北アジアは今日においても不安定と緊張が存在しており、地域全体の信頼醸成と安全保障の確立が急務であると認識する。また、ここに来て、日中、日韓関係が悪化していることを深く憂慮し、政治の責任において一刻も早く友好関係を再構築することが双方にとって有益である。その際、日本は、アジア太平洋地域に對する侵略と植民地支配という歴史的事実を踏まえた上で、未来を志向し自らの立場と考えを主張していくことが肝要であると認識する。

2 今後の日本の防衛・安全保障・国際協力のあり方

連合は、日本の防衛・安全保障について、「平和実現への努力」「厳格なシビリアンコントロール」「専守防衛」を基本に置くべきであると考え、徴兵制については採用するべきではない。その上で、今後の日本の防衛・自衛権のあり方と、国際社会との協調および世界平和の構築のあり方について、それぞれ次の通りとすべきと考える。

(1) 日本の防衛・自衛権のあり方

①日本の領土・領空・領海において攻撃が行われ、日本国内に在住する市民や財産・施設等の安全が脅かされている場合、日本は自衛権を発動する。その発動にあつては、いわゆる三要件とされる以下を厳格に遵守すべきである。(ア)日本に對する急迫不正の侵害があること (イ)この場合にこれを排除するために他の適当な手段がないこと (ウ)必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと。

②上記①にあつては、日米安保条約に基づき、米軍とともに行動する。

③日本の領域外においてアメリカに對して攻撃が行われている状況について、日本が直接攻撃され

ていないのであれば、日本はアメリカとの同盟関係を理由に共同した武力行使は行わない。

④日本が自衛権を発動せざるを得ない状況を事前に回避するため、日本は主体的に、東北アジア諸国のほか、ASEAN、南太平洋諸国等との対話、信頼と友好の構築に努める。その上で、極力早い段階で、この地域における総合的な安全保障体制を確立することをめざす。この「東アジア地域の安全保障の構築のための努力」を今後最重視する。

(2) 国際社会との協調と世界平和の構築

①国連による集団安全保障活動への参画については、憲法において明確に禁止された「国権の発動たる戦争」には、基本的に抵触しないことを確認する。

②その上に立って、日本は、国民的合意を要件とし、紛争当事国の同意の存在する国連平和維持活動（PKO・PKF）に参加することを基本的な考え方とする。

③国連平和維持活動については、改正PKO協力法（*注）が認める範囲における活動への参加にとどめる。さらに、実際の参加にあたっては、隊員の安全確保の問題、緩和された武器使用基準と憲法が禁じる海外での武力行使との線引き等について今なお重要な議論があることから、国会での十分な議論を含め慎重な対応を図る。

④平和維持活動を除く国連による集団安全保障活動への参画は、国民的合意が存在するとは言えないため、現段階では認めることはできない。なお、イラク戦争のような、戦争の目的・理由自体に疑義がある上に、国際社会の議論が二分されたことによって国連決議を根拠とすることができないような形の戦争行為については、「国際社会との協調と世界平和の構築のための行動」と見なすことはできない。

⑤上記（1）の「自衛のための行動」と、この「国際社会との協調と世界平和の構築のための行動」とを明確に区分するための措置として、「自衛隊の改編による国際協力部隊の新設」という方策も十分に検討されるべきである。

*注①一年の改正PKO協力法の主な内容について

①いわゆるPKF本隊業務の凍結解除（ただし、現時点では日本はまだ参加していない）。

②武器使用基準の拡大（同一の場所で行動する他国のPKO要員や国連職員、NGO等の生命または身体の防衛のために武器を使用できることとした）。

③自衛隊法九五条の適用除外の解除（自衛隊の武器・弾薬を奪われ攻撃される危険がある場合は、武器等防護のための武器使用）を認める）。

3 憲法を始めとする法体系と外交・防衛・安全保障との関係について

（1）憲法論議に関する状況 現在、衆参両院に設けられた憲法調査会が最終報告を提出し、各政党からも憲法問題に関する様々な考え方が改めて示されている状況にある。国民投票法の議論も含め、憲法改正を具体化しようとする、同じく政党レベルでの動きも強まっている。また、経済団体やマスコミにおいても独自の「改憲私案」などが提案されている。

国民全体については、この間の各種世論調査で見した場合、憲法改正を容認する意見が多数派になりつつあると言える。しかし、憲法9条については、必ずしも「改正すべき」が多数派になっているとは言えない状況にある。改正すべき条文については、9条に関わる「自衛のための軍隊保持」や「積極的な国際協力」よりも「プライバシー保護」「環境権」などの項目の追加を求める意見の方が多いという調査結果や、「権利ではなく国民の義務をもっと強化すべき」という一部政党の主張と世論とが一致していないという調査結果などもある。一部の政治家・政党の中には9条を中心とした憲法の改正が火急の課題であるという主張もあるが、このような世論調査結果からすれば、さらに国民的議論を深めていく必要がある。

（2）憲法に関する連合の議論状況 この間、連合においては、安全保障関係を除く、人権・労働権・環境権などについては集中した議論をした上で論点整理を行い、一定の問題提起をしてきたところである。しかし、安全保障の問題については言えば、連合には、いわゆる集団的自衛権の行使を容認する意見がある一方で、自衛隊の存在そのものを疑問視する意見や「たとえ国連の名の下であっても集団安全保障活動には参加すべきではない」といった意見など、多様な考え方が存在している。さらに、連合組合員全体として見れば、さらに幅広い考え方が存在すると想定できる。

連合は、政党とは異なり、政治的な考え方や思想信条を同じくする者によって構成されているわけではなく、あくまでも様々な考え・立場の勤労者を組織する大衆団体である。そのため、連合が、憲法問題のような国論を二分する問題について一つの方向性を示すことは慎重でなければならず、拙速な結論を得ようとするべきではないという意見がある一方で、ナショナルセンターとして方向

を明確にすべきとの意見もある。また、連合としての憲法問題に関する意見の表明が、連合が企図するものとは別の形で利用されてしまう懸念もまた拭い去ることはできない。

(3) 日本の防衛・安全保障・国際協力のあるり方と憲法との関係　そもそも憲法に関する論議は、長年「改憲か護憲か」という、ややもすれば互いに相容れない観念的な議論に陥りがちであった。しかし、憲法問題は、様々な論点があるものの、その核心は、言うまでもなく、日本の防衛・安全保障・国際協力のあり方についてであって、まずこの部分に関する国民的合意を得ることこそが肝要であると考ええる。

そのことを前提に、連合は、自衛隊の現状および上記2で示した今後の日本の防衛・安全保障・国際協力のあり方と、憲法を始めとする法体系との関係について整合性を確保するために、次の通りの方策があり得ると考える。

①上記2の内容の基本部分を包含できるよう憲法9条を改正し、その上でさらに詳細を規定するために「安全保障基本法(仮称)」のような法律を制定すること②憲法9条の改正は敢えて行わないが、同じく、上記2の内容の全体を包含できる「安全保障基本法」のような法律を制定すること。

双方とも、このような基本となる法体系の見直し―再確立を踏まえて、周辺事態法、武力攻撃事態関連諸法やテロ特措法など防衛・安全保障に関わる全ての法律を見直すことが必要である。

なお、この間政府が行ってきたような、政府見解を基本に個別法制を制定し実行行為を積み重ねるといふ、いわゆる「解釈改憲」については、民主主義国家のあり方として望ましいものではないと考える。

いずれにしても、遠くない将来に、政治の場において、憲法改正問題が具体的なテーマとして上がってくることを想定しておく必要がある、そこでは、9条のみならず、国民の権利・義務、地方自治、憲法裁判所など様々な論点が課題とされる予測できる。その際、その議論を政党・政治家にのみ任せておくべきではなく、むしろ憲法論議を国民の手に引き寄せる必要がある。連合は、そのために必要な役割を果たし、今後も引き続き論議を継続していくこととする。

資料 日教組〇五年運動方針

運動をどうすすめるか(憲法問題)

憲法 日教組は憲法論議対策委員会で、改憲反対の立場から運動を強化するために議論をすすめる。憲法「改正」の背景とその意図や「戦争のできる国」につながる「改正」の問題点について、職場討議と学習を通して明らかにしていくと取り組みをすすめるとともに、憲法理念の具現化にむけ、運動を組織的に強化する。

教育基本法 教育基本法の改憲に反対し、国民的課題として社会的合意形成をめざす。「教育基本法を読む生かす」運動を継続するとともに、運動の拡大を工夫し世論拡大のための行動を提起していく。また、憲法・教育基本法にもとづく教育実践の蓄積をはかっていく。

平和・人権・環境・共生 世界の多くの人の貧困、疾病、識字能力の欠如、地球的な環境破壊等を解決するため、平和を脅かすあらゆる政策に反対するとともに、平和、人権、環境、共生のとりくみを重視する。また、国際連帯、協力のとりくみをすすめる。

平和・人権・環境・民主主義をすすめるとりくみ

(1) 平和・人権・環境等のとりくみをすすめるにあたっては、連合、平和フォーラム、部落解放中央共闘会議、原水禁、合成洗剤追放全国連絡会などと共闘して以下の諸課題にとりくむ。

(2) 憲法の理念を生かし、改憲の動きに反対するとりくみをすすめる。

①憲法論議対策委員会において、第九二回臨時大会で確認された、「憲法論議の動向に注視し、憲法改憲反対の立場を明確にさせる。」「護憲運動を組織的に強化する。」「ことを基本に論議をすすめる。」

②「職場討議資料」をもとに職場から議論を積み重ね、様々な場で憲法理念を守り活かすための意見反映と憲法改憲に反対するとりくみをすすめる。

③「憲法改正」の手続きを定める国民投票法案等は、その動向を注視してとりくみをすすめる。

(3) 有事法制、軍事力強化、集団的自衛権の行使など憲法を空洞化させる動きに反対し、実働化させないとりくみをすすめる。

① 既成事実の積み重ねによる、有事法制の成立、「新防衛計画大綱」など「戦争のできる国」づくりに反対するとりくみをすすめる。また、海外派兵を本来任務とする「自衛隊法改正」、「海外派兵法」制定に反対するとりくみをすすめる。

② 地方自治体による「非核・平和条例」制定にむけたとりくみをすすめるとともに国民保護法にもとづく国の基本指針作成や、地方自治体の国民保護計画条例の制定については労働者・市民に対する戦争協力の強要を許さないとりくみをすすめる。

③ 在日米軍の再編問題については、その強化を許さず、沖縄をはじめする在日米軍基地の整理・縮小・撤去、日米地位協定の見直し、軍事費削減を求めてとりくむ。また、横須賀への原子力空母の母港化、在沖繩米軍海兵隊の実弾砲撃演習、日米合同演習に反対するとりくみを地元単組と連携してとりくむ。

④ 違憲の自衛隊の海外派兵を許さず、自衛隊の縮小、改編をめざしてとりくむ。

⑤ 靖国神社に代わるすべての戦争犠牲者を追悼する無宗教施設の設定をめざしてとりくむ。

今年の夏が勝負—アスベストと労災

昨年十一月一九日〜二十一日「〇四世界アスベスト東京会議」で、当該争議（エタニットパイプ）の一端は訴えることができた。この会議の影響が出るのは、少し時間がかかるだろうと言われている。

予想できない被害と補償スタイルがはや出現。六月三〇日、大手新聞六社がそれぞれに同業他社クボタの石綿被害を報道した。朝日、東京新聞は一面に掲載した。

朝日の「クボタでは、一九七九年に石綿塵肺で三人死亡したのははじめ…」とあるが、当該大宮工場のアスベスト原料職場の四六歳の若年死亡者、堀江さんの死亡年と同じとは偶然である。毎日新聞では、石綿死という名前を見出しを使ったが、堀江さんは日々石綿に曝露して二十数年。石綿死する労働条件であった。後から次々に同職場よりアスベスト労災が発生した。しかし堀江さんは、時効という理由で労災扱いされていない。四半世紀経つが忘れはしないし、堀江さんの補償含めて全面解決したい。

クボタでは、住民五人が中皮腫にかかり、その発覚たるや今年四月に三人が訴えたのがきっかけというのであるから、治療中の三人に見舞金を出すことを決めるのに二ヶ月。因果性は不明としつつの見舞金である。出入り業者でも発症する。立会の来客も…。石綿使用企業の責任として（！）情報開示方針を決定、社会的責任を明確にするため（！）住民補償ともいう。当該会社は、社名を変更、変更して傍観を決め込むことなどアスベスト労災多発、家庭曝露災害で裁判までして、いつまでできるのであろうか。

このアスベスト家庭曝露災害裁判は東京地裁、高裁で、病名が認められずに敗訴し、現在最高裁係属中である。これで会社は強気であるから、裁判所の責任は大きなものがある。病名は複数医により中皮腫とされており、最高裁が上告受理せず棄却すれば、司法は真つ暗闇であり、当該労組分会も崩壊しかねない。

クボタでは、一九五四年から一九七五年までクロシドライト（発ガン性の強い青石綿）使用とは。その後の十年も当該はクロシドライトを使用していたということになる。日本の中でもこの対応の差。地球規模では、世界会議報告に見られたとおりである。

〔社名変更〕・エタニットホーバス株式会社↓ミサワホーバス株式会社↓（〇五・七・一）日本ホーバス株式会社

・旧日本エタニットパイプ株式会社↓現ミサワリゾート株式会社↓（〇五・十一・一）リゾートソリニーション株式会社

企業別反合理化闘争の強化

— 現情勢と労働運動の課題 —

地域闘争については、この間いろいろな方の問題提起がありますので、それに譲るとし、私は特に現段階で、企業内の職場で、コソコソと闘っている闘いについて、少し問題提起をしたいと思えます。

先日ある雑誌を読んでいたら、現代日本帝国主義の特徴として「多国籍資本」の大競争時代であり、先進国同士が主に市場を「共同開放」し大競争をしている時代であると記載されているのを見て、少し抽象的であると思いました。

多国籍企業とか、グローバル化とか、新自由主義、多国籍資本の大競争とは、いったい何を指して言っていることなのでしょう？ 私達が生きているこの日本社会の現実を見るとき、これでは、とても抽象的で曖昧な概念です。

日本の場合「日本的産業構造」（大手・中小・孫請け）と言われる形態を、直接的商品生産過程に組み込んでの、安い労働力と、徹底した合理化工程をもって商品生産をし、それを海外へ輸出し外貨を稼ぎ、資本主義（帝国主義）として成長してきました。戦後日本資本主義の特徴も、この日本型合理化生産体制です。したがって私達は今日まで職場における「反合理化」闘争を中心に据えて闘ってきました。

八〇年代以降、こうした日本の生産体制による低コストの商品が欧米諸国を席卷し恐怖に陥れ、これでは欧米諸国も立ち行かぬとして、「貿易摩擦」が吹き荒れる事になります。これを隠蔽（摩擦回避策として）するため、日本資本は欧米に工場などを造り高賃金の彼らを雇い、日本型ロボット生産体制を展開してきました。すなわち「欧米への直接投資」です。これも今日的、体制的合理化の一つの形態です。

こうして蓄積された主要国の「対外純資産残高」は現在一八五兆八〇〇億円と世界第一位で、日本は世界第一位の金持ち国です。また膨大な財政赤字については、国の発行する「国債」を高利子で、ほぼ銀行や生保などの金融機関が買い取り、この赤字を全て国民に税金として付けを回しています。あるところには巨額な貨幣が富が存在しています。

「生きた」抽象を！

こんにちではアジア、特に中国に多額の「直接投資」を慣行しています、金額の量からすると少ないように見えます、しかし欧米・日本・アジア諸国の購買力平均（PPP）には、大きな格差があります、例えば賃金比較にしても日本の平均的労働者の一ヶ月が二〇万〜二五万と言われ、中国では外資系の多い沿岸部労働者の一ヶ月の賃金平均が八千円〜一万円です。約三〇分の一です。内陸部へ行くともっと非常に安く生活できます。ですから直接投資の金額量に付いても額的に見れば欧米が多く、中国や他のアジア諸国に対する日本の直接投資額が非常に少なく見えますが、実質的には何十倍にも匹敵するカラクリがあります。

日本資本主義は明治以来遅れて資本主義化し、欧米の技術を必死で取り入れ国内労働者の徹底した低賃金・強労働システムを用いて帝国主義化しました。敗戦後も、まさにこれと同じやり方で高蓄積をはたして来ました。

一九七三年の世界的恐慌以降、日本資本主義はこの「日本的産業構造」をフル稼働しながら合理化に次ぐ合理化「生産性向上」で乗り切ってきました。七三年以降に、特に変化

したのは日本国内の産業構造を近隣諸国にまで広げ、人口一三億の中国を始めアジア諸国に、この方式を組み込んだ事だと言えます。三〇分の一の賃金の中国を始めとしたアジア労働力を使って「直接的商品生産現場」で搾取し利潤を上げる事ができます。技術の日本からの移転等により生産性を上げ低コスト商品生産が可能になっています。かつての日本の中小・下請けを海外へ移転し日本本国と連動させる事により、一層の低コスト商品生産が可能になっています。

しかし、そのことはまた国内産業の、大手の一部を含む中小・下請け・孫請けなどの産業の切り捨て（産業の空洞化）となって進みます。従って本年度の国家予算にもODA（政府開発援助）の名の下に多額のダマシ資本が投下されます。経団連は「東アジア経済共同体」を日本資本主義の生命線としています。従ってアジアへの「直接投資」（外国に工場など作り生産活動をするための投資）の拡大は、メダルの裏側では、日本労働者のさらなる最新技術（IT）を生産現場に取り込んだ徹底した人減らし「合理化」と「賃金合理化」（成果主義）また「労働政策・法制」やらの改悪にはかなりません。これは単なる一般的な「多国籍資本化」や「グローバル化」ではありません。国を股にかけた現代帝国主義の「国家と独占資本」による「体制的合理化」の強化以外のなにもでもありません。現代資本主義の特徴について、キューバのカストロは*1・・・新しい潮流は、多国籍企業を立役者とするものである。この新しい形態は親会社⇨子会社制度を導入して、輸出用工業製品の生産のためおびただし低廉な労働力が第三世界にあるという条件を利用するというのである。この親会社⇨子会社制度と、それに伴う『係留交易』すなわち企業内取引とによって、低開発諸国における低賃金と長時間強度労働を利用して利潤を最大にするという不変不易の目的が保持される。それら諸国では、受け入れ国政府の提供する税制上をはじめとする種々の便宜から利益を得ると共に、発達した資本主義国並の生産性を、一般に単純で部分的な工程で達成することができるのである・・・」と述べ、帝国主義列強と海外の産業予備軍の関係を特徴づけています。単なる資本のグローバル化と言う抽象ではなく具体的に生きた抽象をしています。（ですから中国の反日デモは靖国が解決しても再び起こります。）

だからと言って、生産現場に再生産投資できずにいる大量の過剰資本（貨幣）が、投資先を求めてマネーゲームとして活動している事を否定するわけではありません。だが「金融資本」とか「擬制資本」等と言う言葉が、巷で誇大に評価され、飛びかっています。資本主義社会の基本は、資本主義的商品生産における労働力の搾取による利潤創出以外に社会的富は蓄積されません。貨幣の売り買いでは基本的富の発生はありません。この基本の商品生産を抜きに資本主義は存続できません。

赤字問題と『資本論』

私達は七〇年代半ばまでは「赤字は労働者の責任ではない」のスローガンで闘えました。が、今日の「赤字」は、もともとと広汎な範囲にまで広がっています。一説では企業業績が非常に良いリーディング産業と言われる、自動車のトヨタを始め日本全体では約一〇％、アマアの利潤のある企業が四〇％、相対的に赤字だと言われる企業が全体の五〇％に達していると言われています。

*2マルクスは『資本論』一巻七編・第7節の「資本主義的蓄積の歴史的傾向」のところで「一定の高度に達すれば、それは、それ自身の破壊の物質的手段を生み出す。この瞬

間から、社会の胎内では、この生産様式を桎梏と感ずる力と熱情とが動き出す。この生産様式は、破壊されねばならず、破壊される。・この収奪は、資本主義的生産自体の内在的法則の作用によって、資本の集中によって、実現される。つねに一人の資本家が多くの資本家を滅ぼす。この集中とならんで、すなわち少数の資本家による多数の資本家の収奪とならんで、ますます大規模となる労働過程の協業的形態、科学の意識的技術的応用、土地の計画的利用、協同的のみに使用される労働手段への労働手段の転化、結合された社会的労働の生産手段として使用されることによるあらゆる生産手段の節約、世界市場網への世界各国民の組み入れ、およびそれとともに資本主義体制の国際的性格が、発展する。この転形過程のあらゆる利益を横領し独占する大資本家の数の不断の減少とともに、窮乏、抑圧、隸従、墮落、搾取の度が増大するのであるが、また、たえず膨脹しつつ資本主義的生産過程そのものの機構によって訓練され結集され組織される労働者階級の反抗も、増大する。資本独占は、それとともに、かつそれのもとで開花した生産様式の桎梏となる。生産手段の集中と労働の社会化とは、それらの資本主義的外被とは調和しえなくなる一点に到達する。外被は爆破される。資本主義的私有の最期を告げる鐘が鳴る。収奪者が収奪される。」と、現代社会を俯瞰するがごとく書いています。

今日ますます赤字、すなわち窮乏化が社会的にも広がって来ています。一方の極に過剰や富が蓄積されるとともに、もう片方の極には貧困の蓄積が進行するとしている。これが「少子化」や社会的犯罪の多発化になっています。(窮乏と過剰は一对のものとして進んでいます。)こうしてさらに一層の体制的合理化が現実に進んでいるのが、日本社会の現実の実態なのだと思います。

学習においても、かつてのような学習からもう一步前進した「社会的赤字」を暴露出来るようになる事が私達に課せられていると思います。

理論と実践について

私はかつて私鉄職場に所属していました、私鉄は典型的な内需産業であり、この間の合理化実施により、大手では各社とも高利潤を今期決算ではあげていますが、しかし、地方中小私鉄・バスなどは逆さにしても鼻血も出ないと言われる状態に追いやられています。社会全体を覆っている「赤字」の前には、大手の「黒字」も、この「社会的赤字」に飲み込まれて行かざるを得ません、まして地方・中小私鉄では、「儲かっているから出せ」は、通用しない困難な「赤字」に陥っています。

学習・反合理化・社会主義の理論と実践とは、今日の特異な「合理化」が一番典型として顕れるのは職場生産点です、いま一番労働運動で問題になっているのは、この「赤字」問題です。労働運動の後退の原因もこの「赤字」問題です。指導部も私達も含め、たじろぎ、運動の前進を阻んでいるのもこの「社会的赤字問題」です、この社会的「赤字」現象こそ、その裏に隠された本質は資本主義(帝国主義)そのものの矛盾です。「一方に富みの過剰と他方に貧困の増大・蓄積」そのものです。資本主義社会のアクレス隼としての矛盾の発現です。

長期抵抗・統一路線について

この「社会的赤字問題」を暴露するには、今日までの学習の量と質では太刀打ち出来ません。なぜなら資本主義社会そのものが、相当なまでに、行き詰まりを見せていると思え

るからであり、社会主義への変革の時代を迎えているからだと思えます。私達はもう一度「長期抵抗・統一路線」をふまえ、この事態に対峙していく事が問われています。

*3レーニンは『帝国主義論』で、当時の経済的・社会状況を分析して「帝国主義の経済の本質について以上述べたすべてのことから、帝国主義は過渡的な資本主義として、あるいはもつと正確にいえば、死滅しつつある資本主義として、特徴づけなければならぬ」という結論が生じる。」また訳者解説4、同書p. 二二〇で「マルクスは『資本論』のなかで資本主義の基礎を分析した。レーニンは、『帝国主義論』のなかで、『資本論』を天台的に継承し、さらにいっそう発展させて、マルクス主義者としてはじめて、資本主義の発展における最高の段階であると同時に最後の段階である帝国主義を全面的に、かつ包括的に分析し、帝国主義の病弊とその不可避的な没落の諸条件を明らかにし、帝国主義は腐敗しつつある、死滅しつつある資本主義であり『帝国主義はプロレタリアートの社会革命の前夜である』ことを証明した。」(国民文庫版『レーニン伝』第一冊二二二p)と記載されています。

この本が書かれた時代も、第一次世界大戦前夜の世界的に資本主義経済は大きな行き詰まりの中にありました。レーニンはマルクスの『資本論』経済学、を使ってこの時代の「経済」を徹底的に分析して、現象から「生きた」具体的な本質を抽象し、実践に転化して行きました。私達も、そうした教訓に学びながら、「企業別組合」であるしかない現実の条件の中で、一番矛盾の精鋭化する職場生産点で、困難な「赤字・不況」(資本主義の限界)を相手に回し、これと真正面から向き合い、現在はまだ「量」は少数でも「質」を磨きながら、学び・闘い・交流を強めて行くことが非常に意義深い闘いであると考えますし、労働運動の再構築の課題も、必ずここに焦点があてられて行くことになるだろうと思えます。(鈴木 賢二)

*1、フィデル・カストロ著『カストロの提言』岡部廣治訳・国家評議会出版局ハバナ一九八三(はるぶ出版)P. 二二八

*2、マルクス『資本論』岩波文庫版(3)向坂逸郎訳P. 四一三

*3、「帝国主義論」宇高基輔訳・岩波文庫P. 二〇三

◇ 読者からのおたより ◇

減らぬ残業 残業四十時間を制限されても、駅ではオーバーする係員が多数います。年休消化率は年五〇%前後です。(東京メトロ・U)

編集部より 年間千八百時間が連合結成以来の目標でしたが、実際は二千時間オーバー。蔵に入られ、今は不払い残業に歪少化されました。

一変 岡山では国鉄闘争が一変しました。人民のカグループがこれまでの方針を百八十度転換させ、鉄建公団訴訟を支援することになりました。(岡山・H)

編集部より 別途文書も落手。ありがとうございました。

日の丸・君が代 「日の丸・君が代」を何とかしようといろいろやっていますが…(東京・N)

編集部より 「日の丸・君が代」問題、日教組方針にはふれられていないんですね。負けられん！ 出向延長(一年)を残すところ五ヶ月となり、なんとしても技セ(技術センター)に帰ります。私の職場は技セですから！ 出向会社(東鉄工業)ではないのですから… 負けられませんか！ (神奈川・H)

編集部より 労働者を一般商品なみに扱う資本。がんばって！

組合大会 全国・エリア本部大会と代議員選挙が始まります。今、国労の上部機関には反合理化闘争の視点が欠落しています。今年には役員改選の年でもあります。職場の意見が反映される当たり前の運動を再構築するためにも、私自身精一杯努力する決意です。(さいたま・M)

編集部より 国労闘争団員・家族、そして彼らを支援する仲間のためにもご奮闘を！